

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、配送担当の運転手として、トラックで居酒屋へ生鮮食品を配送する業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、配送業務のためトラックを運転中、一瞬意識を失ったことによりセンターラインをオーバーし、対向車線を走行してきた路線バスと衝突した（以下「本件事故」という。）。本件事故翌日、C病院に受診したところ、「失神（てんかん疑い）、意識消失発作」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 平成〇年〇月〇日午前〇時〇分過ぎ、請求人は、配送業務のためトラックを運転し、片側一車線の一般道を走行中、センターラインをオーバーし、対向車線を走行してきた路線バスと衝突した。

事故原因について、ドライブレコーダーの画像によると、請求人の衝突回避操作が遅れたことは確認し得るが、それ以上は明らかではなく、請求人は、ほんの数秒と思うが意識を失ったようで、気が付いたらバスと接触していたと述べている。請求人が精査目的で受診したC病院のD医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「失神」であると診断しており、これに反する証拠がない以上、当審査会としても、短時間の失神が本件事故の直接原因であると判断する。

(2) 失神の原因について、D医師は、上記意見書において、要旨、「脳波検査では、明らかなspike and waveは認められず。しかしながら、前頭葉から頭頂葉にかけて、徐波の混入が多く認められたため、てんかんの疑いが強いと判断した。」と述べている。当審査会では、請求人の脳波を確認する必要があると判断し、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第46条第1項第2号の規定に基づき、C病院に対し、請求人の脳波の検査データの提出を求め、提出された脳波波形を精査したところ、同医師の指摘するように、請求人の症状がてんかんであるか否かは、その疑いにとどまるものと判断することが相当であるとの結論に達した。したがって、当審査会としては、失神の原因が過重労働等業務によるものであることが明らかでなく、私病によるものであると判断せざるを得ないことから、本件傷病が業務上の事由によるものであるとは判断できない。

(3) ところで、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、失神はてんかんによるものである旨述べているが、たとえ、今回の短時間の失神がてんかんによるものだとしても、てんかんも私病であると判断されるものであり、業務との因果関係が認められないとした上記判断を左右するものではない。

なお、当審査会において、請求人の業務内容、勤務実態、その他の労働環境についても念のため検討したが、請求人が従事していた作業内容及びその環境において、請求人を失神状態に至らしめる有害因子があるとは認められなかった。

したがって、請求人に生じた本件傷病は、業務上の事由によるものとは判断できないものである。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。